

エリアマネジメント導入支援のご案内

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動、「エリアマネジメント」を促進し、持続可能なまちづくりの実現を図る支援制度ができました

都市環境改善支援事業 (エリアマネジメント支援事業)

エリアマネジメント導入の効果

- ◆ 良好な環境の整備(ハード)と維持の仕組み(ソフト)による生き生きとした環境の形成
- ◆ 地域活力の回復・増進
- ◆ 土地・建物の資産価値の維持・増大
- ◆ 地域の主体である住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度の高まり

事業実施主体及び補助率

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 / 2 (直接補助) | ◆ 地方公共団体 |
| | ◆ 中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会 |
| | ◆ 景観法に基づく景観協議会 |
| 1 / 3 (間接補助) | ◆ 民間事業者(会社、NPO、公益法人、任意の住民協議会等)等 |

対象地区

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| ◆ 都市再生緊急整備地域の区域 | ◆ 地域公共交通総合連携計画の区域 |
| ◆ 中心市街地の区域 | ◆ 重点密集市街地の区域 |
| ◆ 歴史的風致維持向上計画の区域 | ◆ 都市再開発法第2条の3に基づく都市再生開発方針が定められた区域内 |
| ◆ 観光圏整備実施計画にかかるもの | ◆ 景観地区内又は景観協定区域内 |
| ◆ 環境モデル都市(候補都市を含む) | ◆ 地区計画の区域 |

上記のうち、かつ

- ◆ 都市機能・環境の保全が必要な区域
- ◆ 公共公益施設の整備事業があり、新たな都市機能・環境の創出が必要な区域
- ◆ 都市機能・環境の悪化の恐れがある区域

計画コーディネート支援

※ 最初の交付から5年以内、総事業費6000万円以内

- ◆ まちづくり活動の支援
- ◆ 主体となる住民・事業主・地権者等の合意形成
- ◆ まちづくりに係る計画の立案・調整

都市環境維持・改善計画作成支援

※ 最初の交付から5年以内、通算3年間

- ◆ 住民意向把握のための調査等
- ◆ コンサルタントの派遣
- ◆ 公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成

社会実験・実証実験等支援

※ 民間事業者等施行のみ

- ◆ 都市環境維持・改善計画に位置づけられた社会実験・実証事業等
提案例：公共空間におけるオープンカフェの設置
景観改善及び財源創出に資するストリート広告の掲出
安心・安全性の確保のための自動車、自転車、歩行者の分離 等



ひとつの支援だけではなく、複数の支援を組み合わせることで同時に活用することも可能となります

- ◆ エリアマネジメント実施地域の現況調査及び分析
- ◆ 都市環境維持・改善の基本方針及び目標の設定
- ◆ 良好な都市環境形成に必要な施策の検討
 - 公共施設や公共・共用空間等の整備及び管理
 - 良好な都市環境維持・改善のための行為の制限
 - 良好な都市環境の維持・改善に資する事業や事務
- ◆ 関係者の意向把握のためのワークショップ等運営支援
- ◆ 社会実験・実証実験等の運営支援
- ◆ 具体的な施策実施体制の検討
- ◆ 定期的な見直し等事後評価システムの検討 等

お問い合わせ先

昭和株式会社

(本社)

〒102-0093

東京都千代田区平河町1丁目7番地21号

<http://www.sho-wa.co.jp>

弊社は全国48箇所に支店・支社・営業所を構えております。お気軽にご連絡ください。